

## 第 5 4 号 議 案

### 令和 3 年度 亀岡市 水道事業 会計 未処分利益剰余金 の 処分 について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 3 年度 亀岡市 水道事業 会計 未処分利益剰余金の処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

### 記

#### 令和 3 年度 亀岡市 水道事業 剰余金 処分 計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	8,941,270,559	607,769,120	198,938,857
議会の議決による処分数額	198,938,857	0	△198,938,857
資本金への組入れ	198,938,857	0	△198,938,857
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分数額	0	0	0
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分数額	0	0	0
処分後残高	9,140,209,416	607,769,120	(繰越利益剰余金) 0

令和3年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金198,938,857円の全額を資本金に組み入れること。

令和3年度亀岡市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	8,941,270,559	607,769,120	198,938,857
議会の議決による処分数額	198,938,857	0	△198,938,857
資本金への組入れ	198,938,857	0	△198,938,857
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第7条による処分数額	0	0	0
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第8条による処分数額	0	0	0
処分後残高	9,140,209,416	607,769,120	(繰越利益剰余金) 0